

発行：長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課  
〒380-0871  
長野市西長野加茂北 143-8 自治会館内  
TEL：026-238-1555 (直通)  
TEL：026-238-1580 (苦情専用)  
TEL：026-238-1583 (障害者総合支援専用)  
FAX：026-238-1581  
E-mail：kaigo@kokuho-nagano.or.jp  
URL：https://www.kokuho-nagano.or.jp

# 信濃の介護保険

## 1 新規指定介護保険事業者説明会について

新規指定介護保険事業者を対象とした説明会を下記のとおり開催します。

現在、滞りなく介護保険請求をされている事業所においても、担当者が代わられた場合などには、この機会にご参加ください。

本会からは介護給付費等の請求をするうえでの基本的事項について説明します。サービス種類別の詳細な説明は行いませんのでご承知おきください。

また、県介護支援課からも新規指定事業者向けの説明があります。参加を希望される事業所は、前日までに事業所番号、事業所名、参加者名をFAXにてご報告ください。

開催日	場所	時間(予定)
令和元年7月29日(月)	長野県自治会館 1階会議室	午後1時30分～4時30分

## 2 住所地特例対象者の介護給付費・総合事業費明細書記載・入力上の注意点について

住所地特例対象者の請求においては、サービス種類によって記載いただく明細欄が異なります。記載入力欄を誤って請求されると返戻となりますので、サービス種類を確認し、給付費・事業費明細欄(住所地特例対象者)へ記載・入力のうえ請求されますようお願いいたします。

### 様式第二(附則第二条関係)

#### 居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書

(訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハ・福祉用具貸与・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)・小規模多機能型居宅介護(短期利用)・複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用以外)・複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用))

公費負担者番号		令和	1	年	0	5	月分	
公費受給者番号		保険者番号	9	0	2	0	1	0

給付費明細欄	住所地特例対象者の請求は、給付費・事業費明細欄(住所地特例対象者)に記載・入力する。										保険者市町村の証記載保険者番号ではなく、住所地特例対象者が入所(入居)する施設の所在する市町村の証記載保険者番号を記載・入力する。									

給付費対象者(住所地特例)	サービス内容	サービスコード	単位数			回数	サービス単位数			公費分回数	公費対象単位数	施設所在保険者番号	摘要
			7	1	2		6	6	7				
	夜間訪問介護Ⅱ	7 1 2 1 1 1	2	6	6	7	1	2	6	6	7	902222	
	同一建物減算(-10%)	7 1 X X X X					1	-	2	6	7	902222	
	夜間訪問介護処遇改善加算Ⅱ	7 1 6 1 0 9	2	4	0		1	2	4	0		902222	

### 3 返戻等でよくあるお問い合わせ Q&A

本会では、審査月の翌月初旬に「請求明細書・給付管理票返戻保留一覧表」等の通知をお送りしていますが、その中でもお問い合わせが多い給付管理票の返戻対応方法を Q&A として掲載しますのでご活用ください。

#### 【居宅介護支援事業所編】

Q1：サービス提供事業所より、「請求が“保留”になっているので給付管理票を提出してください。」と言われた。提出しているのになぜ“保留”になるのか。

A1：サービス提供事業所の請求明細書が“保留”となる原因は、当月審査に突合せする給付管理票が国保連合会に提出されていないか、提出されていても審査チェックの結果その給付管理票が返戻となった場合です。「返戻保留一覧表」で返戻の有無を確認していただき、翌月に再提出してください。

なお、この場合は国保連合会に給付管理票の情報が登録されていないので、“新規分”としてご提出ください。

Q2：給付管理票で「サービスコード（サービス種類）：無効もしくはサービス台帳に未登録」との返戻通知が届いたがどう対応すればいいか。

A2：事業所から届出を受け県及び指定権者が事業所情報の登録をしており、その情報（事業所台帳）を本会での審査に使用しております。

居宅介護支援事業所から提出された給付管理票に記載・入力されたサービス事業所は、事業所台帳に登録されているが取り扱っているサービス（訪問介護・通所介護等）が登録されていないことでエラーになったものです。

サービス事業所番号やサービス種類の記載・入力に誤りがないか確認し、誤りがあれば修正して再度“新規”で提出します。

誤りがない場合は、事業所台帳を登録する際の誤りや登録漏れ、又は事業所が県等への申請の際にサービス種類の記入誤り等の可能性がありますので、県等へ照会してください。

なお、総合事業のサービス種類 A1、A5 については、長野県内の保険者が条例で期間延長していないため請求できませんのでご注意ください。

### 4 電子請求受付システムの停止について

電子請求受付システムでは、ICT 技術の進展に伴う新たなセキュリティ脅威や、不正アクセスが発生した場合等に迅速に対応するため、セキュリティ対策の更なる強化として、「ユーザ ID に係るセキュリティ強度向上」及び「アクセスログの強化」対応をメインに機器更改を行います。

機器更改に伴い電子請求受付システムを下記の期間停止いたします。

<電子請求受付システム停止期間> 令和元年7月19日（金）午後7時30分から  
令和元年7月24日（水）午前0時まで

なお、停止期間中は事業所（代理人含む）から電子請求受付システムへアクセスできませんのでご承知おきください。

令和元年5月請求分の支払日は6月28日（金）、7月請求分の締め切りは7月10日（水）です。  
6月審査分の返戻通知等の送信日は7月1日（月）、送付日は7月2日（火）を予定しております。